

福岡県立学校に配置する自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）
とは、福岡県立学校に配置する自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務に関し、次のとおり賃貸借契約（地方自治法第243条の3に基づく長期継続契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 この契約は受注者が第3条に定める機器を発注者の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年11月1日から令和13年10月31日までとする。

（契約対象機器及び配置場所）

第3条 契約対象機器は別紙1に定めるとおりとし、配置場所（以下「配置校」という。）は別紙2のとおりとする。

なお、配置校を変更する場合は、発注者は受注者に文書により通知するものとする。

（賃貸借料）

第4条 機器の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、金_____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は、次のとおりとする。

令和8年度（令和8年11月1日から令和9年3月31日まで） 金_____円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額_____円

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで） 金_____円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額_____円

令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで） 金_____円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額_____円

令和11年度（令和11年4月1日から令和12年3月31日まで） 金_____円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額_____円

令和12年度（令和12年4月1日から令和13年3月31日まで） 金_____円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額_____円

令和13年度（令和13年4月1日から令和13年10月31日まで） 金_____円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額_____円

(支払方法)

第5条 賃貸借料は、四半期毎の支払いとする。

- 2 各会計年度における四半期毎の支払い額（以下「支払い額」という。）は、別紙1に定めるとおりとする。
- 3 受注者は、四半期毎に当該期間の支払い額を発注者に請求し、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 4 発注者は、月の中途において契約の締結又は契約の解除をした場合は、業務を実施した当該期間の実施日数に応じて日割計算した額を受注者に支払うものとし、次式により算出した額とする。

当該期間の賃貸借料＝支払い額÷当該期間の暦日数×当該期間の使用可能日数（発注者の休業日を含む。）（1円未満の端数切り捨て）

(契約保証金)

第6条 受注者は、この契約締結と同時に、契約保証金として金_____円（契約期間における賃貸借料の10%以上）又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、受注者が保険会社との間に履行保証保険契約を締結したとき、又は受注者が過去2年の間に地方公共団体又は国との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約保証金の納付を免除する。

- 2 受注者は、前項ただし書きに規定する履行保証保険の締結により契約保証金の納付を免除されたときは、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を発注者に寄託しなければならない。

(機器の所有権)

第7条 機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良な管理者の注意をもって機器を使用し、管理しなければならない。

(善良な管理者としての義務)

第8条 発注者は、機器を善良な管理者の注意をもって管理し、良好な環境の保持等に努め、機器の改造、規格の変更、他の機器の付着をしてはならないものとする。

- 2 受注者は、発注者の責めに帰することができない事由により機器が滅失又はき損した場合、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

(機器表示)

第9条 受注者は、契約対象機器に受注者の所有物である旨の表示を付する。

(再委託の禁止)

第 10 条 受注者は、この契約の履行について業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡)

第 11 条 受注者は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承認を受けたときは、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第 12 条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、または業務を一時中止することができるものとする。この場合において、賃貸借料または契約期間を変更する必要があるときは、受注者と協議の上書面によりこれを定めるものとする。

(消耗品の定期交換)

第 13 条 受注者は、別紙 1 に定める消耗品を、所定の期間ごとに、受注者の費用負担で各配置校において新品と交換するものとする。

(機器使用後の電極パッドの交換等)

第 14 条 配置校は、機器を実際に使用したときは、直ちに発注者及び受注者に通知するものとする。受注者は、配置校からの通知後 2 営業日以内に、受注者の費用負担で各配置校において新品と交換するものとする。なお、受注者の費用負担で交換する電極パッドの組数は、契約期間中に 15 組を限度とする。

また、機器を使用した場合の解析結果データを必要とする場合は、受注者は配置校からの通知後 2 営業日以内に提出するものとする。

(機器の交換)

第 15 条 発注者は、機器に盗難、故障又は破損等の事故が生じたときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとし、受注者は、受注者の費用負担で速やかに機器の交換（当該機器の修理のために、一時的に代替機器と交換する場合を含む。）を行うものとする。

ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、発注者は受注者の損害を賠償するものとする。

(遅滞損害金)

第 16 条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、遅滞損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅滞損害金は、遅延日数に応じ、残賃貸借料の年 3.0%に相当する金額とする。

(発注者の催告によらない解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において受注者に損害が生じて、発注者はその賠償の責めを負わない。

一 受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないと認められるとき。

二 受注者の業務が甚だしく不適當もしくは不誠実と認められるとき。

三 受注者にこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき。

四 この契約の締結及び履行に際し、受注者に不正の行為があったとき。

五 受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者が、この契約を解除したときは、受注者は違約金として、解除した日から 10 日以内に、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げないものとする。

第 17 条の 2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

三 公正取引委員会が、同法第 66 条第 1 項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第 2 項の規定により審判請求を棄却したとき。

四 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(暴力団排除条項)

第 17 条の 3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。

3 受注者が第 1 項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

5 発注者は、第 3 項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

6 第 1 項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託

料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

7 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第18条 受注者は、本契約の各条項に違反し、あるいは故意、過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第19条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

ただし、この場合において、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が解除され、又はこの契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、福岡県財務規則の定めるところによるほか、発注者と受注者が協議の上これを定めるものとする。

(契約費用)

第 24 条 この契約に要する費用はすべて受注者の負担とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

福岡県

代表者

福岡県知事

服部 誠太郎

受注者

住所

氏名